

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（日本版 I S A）の利便性向上・事務手続の簡素化に向けた所要の措置		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>制度の利便性向上・事務手続の簡素化を図る観点から、以下の項目について措置を講ずること。</p> <p>① 非課税投資額にかかわらず、分配金の同一銘柄への継続再投資を可能にすること</p> <p>② 非課税口座の管理方法を簡素化するため、同一金融機関における非課税投資については1口座で管理すること</p> <p>③ 非課税口座を開設する際の手続きを簡素化するため、非課税口座開設確認書交付申請手続と非課税口座開設手続を一本化すること</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲100 百万円 （－ 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大の観点から、日本版 I S Aに関する利便性の向上に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本版 I S Aは、個人投資家の証券市場への参加拡大の観点から導入された少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置である（平成 26 年から施行予定）。</p> <p>しかしながら、非課税口座開設の手続きや口座管理方法が金融機関及び顧客双方にとって煩雑なものとなっており、本制度の普及・利用が妨げられるおそれがあることから、現行制度の利便性向上・事務手続の簡素化を図るため、これらの措置を講ずるものである。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
		政策の達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること。 （参考：非課税口座数）
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 26～28 年（3 年間） （非課税期間は各年 1 月 1 日から 10 年間）
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,591 万人（平成 22 年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「平成 22 年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、制度の簡素化を図り、投資家利便に資するものであるため、個人投資家の証券市場への参加拡大、ひいては国民金融資産の運用拡大に有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		要望の措置は、個人投資家の利便性を向上させ、簡素で分かりやすい制度とするものであり、妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度改正 日本版 I S A の創設</li> <li>・平成 22 年度改正 日本版 I S A の法制化</li> <li>・平成 23 年度改正 日本版 I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化</li> </ul>	